

城陽市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加に関する欠格事由

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号に該当すると認められる者。
- (2) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する城陽市職員。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当する者。
- (4) 城陽市暴力団排除条例（平成25年城陽市条例第28号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役職員又は構成員。
- (6) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者。または、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者。
- (8) 城陽市税等を滞納している者。
- (9) 日本語を完全に理解できない者。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。
- (10) 城陽市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者。
- (11) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者。

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に則って城陽市が執行する一般競争入札およびせり売り（以下「入札」という）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金を納付期限までに正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間、城陽市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や城陽市にお

いて閲覧に供されている入札の公告を確認し、関係公簿の閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、入札の前に城陽市が実施する現地説明会において、購入希望の財産を確認してください。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み（システムへの入力）

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 参加申し込み（城陽市への書類提出）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、城陽市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次のいずれかの書類（以下「必要書類」という）を添付のうえ、城陽市に送付または持参してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

「必要書類」

①誓約書

②本人確認書類の写し（法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書））

③印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

④委任状（委任者がある場合のみ）

- ・ 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」「その他」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。
- ・ 複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票や履歴事項全部証明書、印鑑登録証明書などは1通で申し込み可能です。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など城陽市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(動産・自動車の場合)

- (3) 公有財産が動産、自動車などである場合、城陽市はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。
- (4) 公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

(不動産の場合)

- (5) 城陽市は、売払代金の残金を納付した落札者に、権利移転の関係書類を交付しますので、所有権移転登記申請を落札者において行ってください。
- (6) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により規制される場合がありますので、予め関係機関にご確認ください。

4. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを城陽市に開示され、かつ城陽市がこれらの情報を城陽市文書取扱規程に基づき、5年間保管すること。
 - ウ. 城陽市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信すること。
 - エ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
 - オ. 城陽市が収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。（地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含みます）
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や登記事項証明書（履歴事項全部証明書）などの内容と異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を申請することができません。
- (3) 城陽市は、城陽市暴力団排除条例（平成 25 年城陽市条例第 28 号）第 12 条の規定に

基づき、公有財産売却の参加者などが公有財産売却の参加条件を満たしているかどうか京都府城陽警察署長へ意見聴取することがあります。なお、京都府城陽警察署長への意見聴取に使用する個人情報は、「インターネット公有財産売却」の目的以外に使用することはありません。

5. 代理人による参加について

インターネット公有財産売却では、代理人に入札参加の手続きをさせることができます。代理人には、原則として入札参加申込、入札保証金の納付および返還にかかる受領、入札並びにこれらに附帯する事務を委任することとします。

(1) 代理人の資格

代理人は、「第1 1. 公有財産売却の参加条件など」を満たさなければなりません。

(2) 代理人による参加の手続き

ア. 代理人に公有財産売却の参加の手続きをさせる場合、代理人のログイン ID により、代理人が公有財産売却の参加申込および入札などを行ってください。

イ. 代理人に公有財産売却の手続きをさせる場合、公有財産売却の参加者は、委任状と本ガイドライン「第1 2 (5)イ. 参加申し込み（城陽市への書類提出）」に定める代理人の分の必要書類を各1通城陽市に提出することが必要です。委任状は、城陽市のホームページより印刷することができます。なお、原則として、申込期限までに城陽市に委任状の提出を確認できない場合は、入札することができません。また、公有財産売却の参加者以外の方から委任状が提出された場合も、入札をすることができません。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

- ・売却システム画面上で住民登録されている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に登録されている所在地、法人名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。
- ・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならないお金です。入札保証金は、城陽市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、城陽市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のア、イ、ウの 3 種類です。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始 2 開庁日前までに城陽市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報に SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、城陽市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、城陽市に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ. 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、城陽市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記載・押印後、必要書類を添付のうえ、城陽市に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が城陽市に到着後、城陽市から「納入通知書兼領収証書」を送付しますので、城陽市が指定する金融機関（納入通知書兼領収証書裏面に記載）で入札保証金を納付してください。※いずれも日本国内で業務を営むすべての店舗（代理店を除く）

- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、城陽市が納付を確認できるまで7開庁日程度要することがあります。
- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

ウ. その他の方法による納付

納付方法はクレジットカードおよび銀行振込以外に、持参があります。（物件ごとに指定されている場合があります）

※売却システムで参加仮申し込みされる際には「銀行振り込みなど」を選択していただくことになります。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、城陽市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、城陽市に送付または持参してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

（ア）持参の場合

城陽市に持参してください。

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「その他」に「○」をしてください。
- ・持参により入札保証金を納付する場合、現金もしくは銀行振出の小切手（電子交換所に加入する銀行が振り出し、振出日より5日以内のもので、受取人は持参人払いとしたものに限り）で城陽市に納付してください。
- ・持参の場合は、17時15分までに持ち込む必要があります。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに城陽市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込時に納付した入札保証金は、落札者として契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

なお、落札者とならなかった参加申込者の入札保証金については、原則、全額返金となります。

第 3 入札形式（一般競争入札）で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

城陽市は、本ガイドラインにおいて規定する、公有財産売却の参加に関する欠格事由に該当する者が行った入札については、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱います。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、城陽市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア．落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ．城陽市から落札者への連絡

落札者には、城陽市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・城陽市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、城陽市が落札者

による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

城陽市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を締結します。

契約の際には城陽市から契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して城陽市に送付または持参してください。

ア. 必要な書類

(不動産の場合)

A：市町村が発行する身分証明書（個人の場合。日本国籍を有しない外国人の場合は住民票抄本）

B：登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書（以下、「収入印紙」といいます。）

C：城陽市が契約書を送付する際に別途指示する書類
(物品の場合)

A：市町村が発行する身分証明書（個人の場合。日本国籍を有しない外国人の場合は住民票抄本）

B：送付依頼書または保管依頼書

C：動産（車両）の場合、城陽市が契約書を送付する際に別途指示する書類

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。（決定した売却金額の中には消費税相当額を含みます。また、売却物件が自動車の場合は、リサイクル料金も含みます。）

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満であることや参加条件の欠格事由に該当するなど、

公有財産売却に参加できない者であることが判明した場合、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに城陽市が納付を確認できるよう、売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。（城陽市が指定する金融機関（納入通知書兼領収証書裏面に記載）であれば、振込手数料は無料です。）また、売払代金の残金納付期限までに城陽市が納付を確認できることが必要です。城陽市が納付を確認できるまで7開庁日程度かかることがあります。

ア．城陽市が用意する納付書による納付

イ．現金もしくは銀行振出の小切手を城陽市へ持参

- ・銀行振出の小切手は、電子交換所に加入する銀行が振り出し、振出日より5日以内のもので、受取人は持参人払いとしたものに限りします。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わなかった場合であっても、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア．クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、原則として、落札者以外の入札参加者からは、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、各参加者が利用するのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降の返還となる

場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込みのみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第 4 セリ売形式で行う公有財産売却の手続き

セリ売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はセリ売形式の入札を、「入札者」はセリ売りの参加申込者を、「入札期間」はセリ売期間を指します。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

城陽市は、本ガイドラインにおいて規定する、公有財産売却の参加条件に該当する者が行った入札については、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱います。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、セリ売りを続行します。

2. 落札者の決定など

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、城陽市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2 人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) せり売終了の告知など

城陽市は、落札者を決定したときは、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3) 城陽市から落札者への連絡

落札者には、城陽市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

城陽市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、城陽市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、保証金を没収し、返還しません。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

城陽市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には城陽市から契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して城陽市に送付または持参してください。

ア. 必要な書類

(不動産の場合)

A：市町村が発行する身分証明書（個人の場合。日本国籍を有しない外国人の場合は住民票抄本）

B：登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書（以下、「収入印紙」といいます。）

C：城陽市が契約書を送付する際に別途指示する書類

(物品の場合)

A：市町村が発行する身分証明書（個人の場合。日本国籍を有しない外国人の場合は住民票抄本）

B：送付依頼書または保管依頼書

C：動産（車両）の場合、城陽市が契約書を送付する際に別途指示する書類

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。（決定した売却金額の中に

は消費税相当額を含みます。また、売却物件が自動車の場合は、リサイクル料金も含みます。)

ウ．落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 18 歳未満であることや公売参加条件の欠格事由に該当するなど公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに城陽市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。（城陽市が指定する金融機関（納入通知書兼領収証書裏面に記載）であれば、振込手数料は無料です。）

また、売払代金の残金納付期限までに城陽市が納付を確認できることが必要ですが、城陽市が納付を確認できるまで 7 開庁日程度かかることがあります。

ア．城陽市が用意する納付書による納付

イ．現金もしくは銀行振出の小切手を城陽市へ持参

- ・銀行振出の小切手は、電子交換所に加入する銀行が振り出し、振出日より 5 日以内のもので、受取人は持参人払いとしたものに限りします。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア．クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、原則として、落札者以外の入札参加者からは、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、各参加者が利用するのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降の返還となる場合がありますので、ご了承ください。

イ．銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第 5 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

城陽市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には城陽市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、送付または持参してください。（自動車の場合は、収入印紙は不要です。）

自動車・物品は、売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、城陽市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

不動産は、権利移転登記に必要な書類の交付しますので、落札者において所有権移転登記を完了させ、完了証明を提出してください。

なお、現地での引渡しは行わず、売払代金の納付時点で所有権は移転し、現況のまま引き渡したものととして取り扱います。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

なお、不動産について、落札者は落札物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできません。

2. 権利移転の手続きについて

(1) 不動産の場合

ア．売払代金の残金納付確認、城陽市が不動産登記簿上の権利移転に必要な「登記

原因証明情報」及び「委任状」を交付しますので、落札者において登記を申請してください。

イ．所有権移転完了後、完了を証する書面を城陽市に提出してください。

(2) 自動車の場合

ア．所有権が移転した日から30日以内に城陽市と協議のうえ、城陽市が指定した場所での物件の引き渡しを行います。引き渡し日までに車両登録手続き（車検証名義変更又は一時抹消登録等）を完了させ、完了したことを証明する書類（車検証の写し又は登録別情報等通知書の写し等）を提出してください。手続きに必要な書類は契約書の作成日以降に準備し、所有権移転が確認できた時点でお渡しします。車両の引き渡し時に、受領書に記入・押印のうえ、提出してください。（本人確認のため、写真付きの身分証明書、印鑑が必要となります。）

イ．引き渡しの際は、落札者本人確認のため、次の書類を提出してください。なお、落札者が法人の場合は、印鑑証明書と代表者の方の次の書面が必要です。

A：本人確認書類

（運転免許証、マイナンバーカードなど本人確認および住所地を証する書面を提出してください。）

B：城陽市より落札者へ送付された電子メールを印刷したもの

ウ．代理人が財産の引渡しを受ける場合は、城陽市に書面による委任状（落札者と代理人双方の印鑑証明書添付）を提出することが必要です。なお、代理人はイのAおよびBを提出することが必要です。また、引渡し日の前開庁日までに「受取書」（落札者が押印したもの）の提出が必要です。

3. 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など城陽市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、売払代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

（不動産の場合）

・権利移転に伴う費用（登録免許税など）は全て落札者の負担となります。

（自動車の場合）

・権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙および自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）は落札者の負担となります。

ア. 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙および自動車審査証紙が必要です。

イ. 自動車税環境性能割及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

第 6 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 入札の受付が開始されない場合

イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

ウ. せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要すること

があります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、城陽市は損害の種類・程度にかかわらず一切の責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、城陽市は損害の種類・程度にかかわらず一切の責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、城陽市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について一切の責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、城陽市は損害の種類・程度にかかわらず一切の責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、城陽市は損害の種類・程度にかかわらず一切の責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、城陽市は一切の責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず城陽市は一切の責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

城陽市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、城陽市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、城陽市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、城陽市に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限り、売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 城陽市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

城陽市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、城陽市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、城陽市が掲載したものでない情報については、城陽市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

・インターネット公有財産売却における個人情報について

城陽市が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は城陽市になります。

・クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。